○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第三号

中小企業団体の組織に関する法律施行規則（平成十九年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）第六十五条第三号及び第五号の規定に基づき、中小企業団体の組織に関する法律施行規則第六十五条第三号及び第五号の規定に基づき、主務大臣が指定する社債等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年十二月二十八日

財務大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　大畠　章宏
国土交通大臣　馬淵　澄夫

中小企業団体の組織に関する法律施行規則第六十五条第三号及び第五号の規定に基づき、主務大臣が指定する社債等の一部を改正する告示

中小企業団体の組織に関する法律施行規則第六十五条第三号及び第五号の規定に基づき、中小企業団体の組織に関する法律施行規則第六十五条第三号及び第五号の規定に基づき、主務大臣が指定する社債等（平成十九年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一項中「指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。」を「信用格付業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三十六項に規定する信用格付業者をいう。」に改める。

附則第二条第一項中「この告示の施行前」を「平成二十三年一月一日前」に、「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第十五号」に、「指定格付機関」を「信用格付業者」に、「この告示の施行の日」を「平成二十三年一月一日」に改める。

附　則

（施行期日）

この告示は、平成二十三年一月一日から施行する。

○厚生労働省告示第四百二十八号

厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）附則第四条第二項の規定に基づき、厚生年金保険法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例（平成十一年厚生省告示第百九十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月二十八日

厚生労働大臣　細川　律夫

第十二項の表に次のように加える。

平成二十三年	年七・五四パーセント

○厚生労働省告示第四百二十九号

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第三十六条第二項の規定に基づき、厚生年金保険法附則第三十六条第一項各号に規定する厚生労働大臣が定める利率（平成十七年厚生労働省告示第二百七十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月二十八日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表に次のように加える。

平成二十三年	年〇パーセント

○厚生労働省告示第四百三十号

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第六十一条第一項の規定に基づき、健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成二十一年厚生労働省告示第五百二十五号）の一部を次のように改正し、平成二十三年一月一日から適用する。

平成二十二年十二月二十八日

厚生労働大臣　細川　律夫

表大阪府の項中「、門真市」を削り、同表高知県の項中「、安芸市」を削り、同表福岡県の項中「、糟屋郡宇美町」及び「、田川郡赤村」を削り、同表長崎県の項中「、西海市及び北松浦郡鹿町町」を「及び西海市」に改め、同表鹿児島県の項中「、肝属郡東串良町」を「及び肝属郡東串良町」に改める。

○厚生労働省告示第四百三十一号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第九十五条の六の規定に基づき、労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等（平成十八年厚生労働省告示第二十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月二十八日

厚生労働大臣　細川　律夫

第一条の表に次のように加える。

百二十三	アジピン酸	一パーセント未満
百二十四	アセトニトリル	一パーセント未満
百二十五	アニリン	○・一パーセント未満
百二十六	三―（アルファ―アセトニルベンジル）―四―ヒドロキシクマリン（別名ワルファリン）	○・一パーセント未満
百二十七	イプシロン―カプロラクタム	一パーセント未満
百二十八	Ｎ―エチルモルホリン	○・一パーセント未満
百二十九	塩化アリル	○・一パーセント未満
百三十	オルト―フェニレンジアミン	○・一パーセント未満
百三十一	ジエチレントリアミン	○・一パーセント未満
百三十二	一・二―ジクロロプロパン	○・一パーセント未満
百三十三	ジボラン	一パーセント未満
百三十四	水素化リチウム	○・一パーセント未満
百三十五	ノルマル―ブチル―二・三―エポキシプロピルエーテル	○・一パーセント未満
百三十六	パラ―ターシャリ―ブチルトルエン	○・一パーセント未満

第二条中「平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までの間」を「次の表の上欄に掲げる期間」に、「前条の表」を「同表」に、「平成二十三年一月一日から同年三月三十一日までの間」を「同表の下欄に掲げる期間」に改め、同条に次の表を加える。

対象期間	対象物質	提出期間
平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までの間	前条の表の中欄に掲げる物（八十の項から百二十二の項までのものに限る。）	平成二十三年一月一日から同年三月三十一日までの間
平成二十三年一月一日から同年十二月三十一日までの間	前条の表の中欄に掲げる物（百二十三の項から百三十六の項までのものに限る。）	平成二十四年一月一日から同年三月三十一日までの間